

会議録（2022年度 第4回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2022年11月28日（月） 午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者
（委員） 小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、小谷委員、
平松委員、藤森委員
（県建設局） 建設局技監、道路建設課担当課長、建設企画課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第3回委員会 会議録の確認について
 - ②第3回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
【再評価】道路事業 7事業
 - （3）閉会

1 第3回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第3回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済み)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【再評価】

(1) 道路事業

①道路事業：一般国道151号（一宮バイパス）

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価時（H19）から初回の再評価時（H24）でB/Cが大きく低下しているが、その要因は何か。

[県] 国準抛のマニュアルを用いて費用便益比を算出しているが、マニュアル更新によって原単位等が変化したことが一因と考えられる。

[委員] 私見だが、着手時に開通していなかった豊川新城線が後に開通したことが、151号バイパスの便益が低下した一因なのではないか。

[委員] 今回評価における計画交通量27,200台/日は大きいのではないか。現道から転換する交通を足しても数千台程度に見える。

[県] 将来交通量を踏まえて推計を行った結果であり、交通量の総量として大きくなるのが考えられるが、根拠をこの場で説明するのは難しい。

[委員] 本事業は過去に事業期間を延伸しており、「事業が順調である」という表現はふさわしくないのではないか。

[県] 事業の進捗状況及び見込みについて、調書を修正する。

[結論] 次回委員会で、事前評価時から再評価時にB/Cが減少した経緯と、

交通量についての再説明を求める。

②道路事業：一般国道419号（高浜拡幅）

道路建設課から説明。

[委員] 事業費増の理由の中で、「側道の通行止めを取りやめたことで」とあるが、事業区間周辺の交通量が増加したことが関係しているか。

[県] 交通量が増加したこととは関係なく、生活道路として利用されている側道部分における通行止めに懸念を示されたために取りやめた。

[委員] 着手時に比べて混雑度が上がった要因の説明として、他の区間の工事が影響しているということか。本事業の必要性が増大した理由としてはふさわしくないのではないか

[県] 調書の記述を修正する。

[委員] 本事業の必要性が増大した理由に重要物流道路に指定されたことが記述されているが、その背景等を補足してはどうか。

[県] 重要物流道路に関して、調書の記述を修正する。

[委員] 事業費の増額理由で、道路の拡幅事業にも関わらず「橋梁」という表現が出現しているため、内容を補足してはどうか。

[県] 事業費の増額理由に関して、調書の記述を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③道路事業：一般国道155号（布袋拡幅）

道路建設課から説明。

[委員] 今回の再評価ではB/Cが1.4と前回よりも下がっているが、事業費が増額したためか？

[県] そのとおりである。

[委員] 事業費の増額理由として、地質調査の結果、薬液注入工事や地盤改良工事が追加で必要になったとあるが、もっと早くわからなかったのか？

[県] 鉄道高架工事は仮線に切り替えてから着手しており、また道路工事については踏切除却が完了してから本格的に着手しているため、今回の再評価での増額となった。

[委員] 事業の途中で増額が判明することもあると思うが、事業化後にB/Cが1.0を下回ると良くないので、できるだけ事前にわかるようにしてもらいたい。

[県] 承知した。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

④道路事業：一般国道301号（松平バイパス）

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価から1回目再評価にかけて事業費が増額した理由は？

[県] 土質調査の結果、想定していた土質と異なったため、工法を変更したことが主な増額要因である。

[委員] 今回「その他」の項目が増額しているが、何が増額となったのか？

[県] 仮橋や切り回し道路の設計費である。

[委員] 「その他」が設計費だとわかるように調書を修正してはどうか。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑤道路事業：主要地方道 豊橋乗本線および一般県道 富岡大海線

道路建設課から説明。

[委員] 事業の進捗状況及び見込みの内、未着手又は長期化の理由において、「地権者と条件が折り合わず」とあるが、どのような理由で交渉が長引いたのか。

[県] 様々な理由によって用地買収に時間を要してきたが、今後は用地取得できる見通しであるため、その旨を再評価調書へ記載する。

[委員] 事業の必要性について、事業区間周辺の企業団地へ新規の企業が進出している一方で、計画交通量は事前評価時に比べて減少しているが、実際の状況はどうか。

[県] 計画交通量の減少については、事前評価時のH17センサスに比べて、H27センサスにおける事業区間周辺のODが減少していることが主な原因と考えられる。

[委員] 事業の必要性について、事業区間のバイパス整備後、落石の危険箇所が点在する現道はどうなるのか。

[県] 通常、現道については地元自治体に移管している。移管後は当該道路の管理者が安全に管理していくことになる。

[委員] 豊橋乗本線は橋梁を含む計画であるが、橋梁以外の計画と比較検討を行わなかったのか。

[県] 本計画のほか、橋梁を含まない現道拡幅の計画案を作成し、走行性、施工性、経済性、地域への影響等を考慮した比較検討を実施した結果、本計画を採用している。その旨を再評価調書へ記載する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑥道路事業：一般県道 羽島稻沢線（新濃尾大橋）

道路建設課から説明。

[委員] 事業期間を2年延長しており、橋梁構造を一部変更したとあるが、事業費が変わる程の見直しではないということによいか。

[県] そのとおりである。排水系統一部見直したが、事業費に変更はない。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

⑦道路事業：一般国道420号（豊邦バイパス）

道路建設課から説明。

[委員] 異常気象時通行規制区間とは何か。

[県] 異常気象時通行規制区間とは、降雨量・路面冠水等が一定の基準に達した場合、道路の通行規制を実施する区間であり、本事業区間においては、連続雨量150mm、時間雨量40mmで通行止めをしている。

[委員] 本事業の整備が完了すれば異常気象時通行規制区間は解除されるのか。

[県] 本事業の整備が完了しても解除されない。

[委員] 変動要因の分析について、「用地交渉の難航に伴い、道路計画を見直した」とあるが、表現が分かりにくいため、修正してはどうか。

[県] 変動要因の分析について、調書を修正する。

[委員] 変動要因の分析について、「現地調査に伴い大規模な落石が多数存在することが判明した」とあるが、事業採択時にはわからなかったのか。

[県] 事業採択時には落石の詳細調査までは実施しておらず、法面上部の落石までは把握しきれていなかった。

[委員] B/Cに適用している地域修正係数1.3とは何か。

[県] 山間地域に適用するもので、都市部との経済格差等を補正するため地域修正係数1.3を適用している。新城設楽建設事務所管内では設楽町や新城

市のうち旧鳳来町、旧作手村等が対象地域となっている。

[委員] 貨幣価値化可能な効果の分析結果について、地域補正係数 1.3 がどこに適用されているかわからないため、説明を追記してはどうか。

[県] 貨幣価値化可能な効果の分析結果について、説明を追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。